

無料検査事業における補助金の不適正事例に係る経緯等について

無料検査事業において、補助金の申請内容に疑義が生じた事業者に対し、自主的な修正を求め、内容の調査を実施してまいりました。このたび、第1次の調査が終了し、修正後の申請について不適正と判断した事業者に対し、補助金の返還請求又は不交付とする対応を行いました。

1 無料検査事業の概要

申請に基づき府において登録した事業者に対し、無料検査実施件数に応じた補助金を交付。

【期 間】 定着促進事業：イベントや帰省等にあたり陰性結果を求められている者を対象

令和3年12月23日～令和4年8月31日、令和4年12月24日～令和5年1月12日

一般検査事業：感染不安を感じる府民を対象

令和3年12月24日～令和5年3月31日

【検査所】 1,371事業所、370事業者で登録実績あり

【事業費】 28,338,674千円（R3年度、R4年度の実施事業費補助金）

2 対象の事業者及び府の対応の概要

別添「新型コロナウイルス感染症無料検査事業における補助金の不適正事例について」のとおり。不適正と判断した事例のうち主なものは、電話等による調査で受検実績なしと回答があったもの、事業所以外の会社や高齢者施設等で検体採取されたもの（無料検査は、府で登録した事業所において、事業者の立会いのもと実施することが要件）、一般検査事業で府民以外に実施しているものです。

3 経緯

R4.11月1日～ R5.3月15日	府民や従業員等からの情報提供があった事業者や、補助金申請額が大きい15事業者に対し、立入調査を開始
R4.12月21日～ R5.3月23日	立入調査で申請件数に疑義が生じた10事業者に対し申請内容の修正を指示
R5.1月27日～ R5.5月7日	修正内容に基づき、府において調査を実施 <調査内容> ・修正後の交付申請の根拠資料として、府が指定した期間の受検申込書を回収無作為抽出した申込者に対し、電話や郵送で受検事実の有無等を確認 ※受検事実がないことが判明した場合、当該申請全体を不適正とみなし、補助金交付額は0円と判断
R5.3月30日～ R5.5月25日	7事業者に対し、補助金返還請求又は不交付とする決定（※） 3事業者については、修正後の申請内容を適正と認め、補助金を交付 ※調査単位の四半期ごとに判断。一部期間は補助金交付した事業者もある。

4 今後の府の対応

15事業者以外の事業者を対象に、不適正な運営や補助金申請がなかったかどうかについて調査を実施するとともに、補助金の返還が確実に履行されるよう、回収に努めてまいります。